

# 東大和市浸水・土砂災害ハザードマップの記載事項の変更について

この資料をハザードマップに添付し保管をお願いします。

令和3年5月に災害対策基本法の改正に伴い、「東大和市浸水・土砂災害ハザードマップ」に記載する避難情報が以下のとおり変更されました。

新たな警戒レベル3は「<sup>こうれいしゃとうひなん</sup>高齢者等避難」、レベル4は「避難勧告」が廃止され「<sup>ひなんしじ</sup>避難指示」に一本化、レベル5は「<sup>きんきゆうあんぜんかくほ</sup>緊急安全確保」です。



屋内安全確保 → 緊急安全確保 に変更

警戒レベル	新たな避難情報等	避難行動	これまでの避難情報等
5	せんきゆうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	●すでに避難所への避難は危険な状態のため、少しでも近隣（自宅の上階を含む）の安全な場所での安全確保	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難！~~~~~			
4	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	●危険な場所にいる人は安全な場所へ全員避難	●避難指示(緊急) ●避難勧告
3	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	●高齢者など避難に時間がかかる人は避難 ●高齢者以外の人も危険を感じたら自主避難	●避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	●避難行動を確認する	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	●心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

- 警戒レベル3「**高齢者等避難**」は、高齢者や障害のある方等、避難に時間のかかる方やその支援者の方はこのタイミングで速やかに避難してください。また、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。
- 警戒レベル4「**避難指示**」は、これまでの避難勧告のタイミングで発令します。発令地域にお住まいの方で危険な場所にいる方はこのタイミングで必ず避難してください。
- 警戒レベル5「**緊急安全確保**」は、避難所への避難がかえって危険となるような場合に発令されます。発令された場合には、高所への移動、近くの堅固な建物への退避などにより少しでも安全を確保してください。警戒レベル5は必ず発令される情報ではありませんので必ず警戒レベル4「**避難指示**」で危険な場所から全員避難してください。